

「大阪府立学校部活動指導員バンク」登録者 募集要項

1 募集人材

「大阪府立学校部活動指導員バンク」登録者

2 募集人数

制限なし

3 登録期間

登録日の属する年度を含む2年間（3月31日まで）

（有効期間内に、勤務実績があれば自動更新され、ない場合は再度、更新の手続きが必要です。）

※本バンクは、令和6年12月末をもって募集を終了し、令和7年より、部活動指導員等を募集する新たな人材バンクの運用を開始します。現在登録いただいている方の移行手続き等については、別途ご連絡いたします。

4 資格要件

指導員の資格は、次の（1）から（4）をすべて満たすものとする。ただし、大阪府立学校教職員（非常勤講師除く）は、登録を認めない。

- （1） 18歳以上である者（高校卒程度）
- （2） 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない者
- （3） 当該部活動の実技指導に高い技術と指導力を有する者
- （4） 当該学校の部活動方針を理解し、指導に対して熱意を有する者であり、以下の①から④のいずれかを満たす者
 - ① 教員の経験がある者
 - ② 学校での部活動の指導経験がある者（外部指導者等）
 - ③ 当該専門分野の指導者資格を有する者
 - ④ 当該専門分野の経験や指導経験が通算6年以上ある者

5 登録申請の手続き

以下の（1）から（3）の書類等を角型2号封筒に入れて、簡易書留にて送付してください。（※各様式は、ホームページからダウンロードできます。）

- （1） 登録申込書（様式第1号） 1通

※必要事項を記入し、過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽写真を貼付してください。

※ダウンロードし、印刷する場合は、両面印刷をしてください。

- （2） 該当要件を証明する書類

該当要件①

→教員免許状の写し、及び直近の職歴を証明する書類（在職証明書等）

該当要件②、③、④

→指導実績証明書（様式第2号）、資格を証明する書類（任意）

※登録申込書（様式第1号）の該当要件において、あてはまると選択した要件について当該団体が作成する指導実績証明書を必ず添付してください。

※指導実績証明書（様式第2号）の内容は、登録申込書（様式第1号）の「競技・種目等の活動歴、指導歴等」欄に必ず記入してください。

(3) 返信用封筒（定形郵便用、宛先明記、84円切手貼付） 1通

6 申込先

〒540-8571 大阪府中央区大手前2丁目

大阪府教育庁 教育振興室 保健体育課（競技スポーツグループ）

大阪府庁別館6階

7 受付開始日

令和2年3月11日水曜日から

8 登録にかかる手続き

部活動指導員登録票の返送をもって手続き完了です。

※任用手続き等の際には、登録票を持参してください。

9 登録から採用までの流れ

バンク登録者は、学校（もしくは市町村教育委員会）からの配置希望条件が合致した場合、登録者に直接ご連絡があります。学校長等による選考を経て、部活動指導員として採用され、当該の学校に勤務していただきます。

10 部活動指導員の勤務場所

大阪府立学校

※「大阪府立学校部活動指導員バンク登録申込書」の中学校における部活動指導員も希望するにチェックを入れた場合のみ、部活動指導員配置事業を実施している市町村立中学校（大阪市・堺市を除く）となることがある。

11 部活動指導員の職務

部活動指導員は学校における教員の時間外勤務の削減及び負担軽減が図られるよう、当該部活動を担当する教員と連携し、校長の適切な管理及び指導のもと、次の（1）から（9）に掲げる業務を行う。

(1) 実技指導

(2) 安全・傷害予防に関する知識、技能の指導

(3) 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率

(4) 用具・施設の点検、管理

(5) 部活動の管理運営（会計管理等）

(6) 保護者等への連絡

(7) 年間・月間指導計画の作成

(8) 生徒指導に係る対応

(9) 事故が発生した場合の対応

12 部活動指導員の報酬・勤務条件

(1) 報酬

1時間あたり 1,600円

(2) 勤務時間等

勤務時間は、休憩時間を除き、一日につき7時間45分、一週間につき29時間を超えてはならないものとする。

(3) 休暇

年次休暇あり その他特別休暇

(4) 災害補償

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）の定めるところによります。

(5) 交通費

実費弁償（通勤の事実の確認及び交通費の決定は、届け出に基づき行います。）

(6) 注意事項

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定める服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されます。

なお、具体的な勤務条件については、任用時の勤務条件明示書により確認してください。

13 その他

- (1) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、名簿登録・採用等無効とします。
- (2) 提出書類は、受付後返却しません。
- (3) 部活動指導員登録内容については、電子情報化し、部活動指導員を配置している府内市町村教育委員会の担当者、府立学校長および准校長が、必要に応じて参照します。

※市町村教育委員会が実施する部活動指導員については、資格・勤務条件が異なりますのでご注意ください。

【問い合わせ】

大阪府教育庁 教育振興室

保健体育課 競技スポーツグループ

電話番号 06-6944-9366

FAX 06-6941-4815